

<報道発表資料>

E-mail: a5770-03@pref.saitama.lg.jp

カテゴリー: 県政一般

令和 8 年 10 月 1 日

物価上昇率等を踏まえた発注標準額の引上げについて

埼玉県は、物価上昇率等を踏まえ、令和 9 年 4 月 1 日から、発注標準額を上げます。

- | | | |
|---------|--------------|---------------|
| ※ 物価上昇率 | 建設工事：約 7.2 % | 物品販売等：約 5.7 % |
| ※ 直近の改正 | 令和 7 年 1 月 | |

● 発注標準額の引上げ

1 発注標準額の概要

発注標準額とは、契約履行の品質や同位等級における適正な競争を確保するため、建設工事等の業務の種類ごとに、事業者の等級に応じた、埼玉県が発注可能な金額を定めたものです。

2 引上げの内容

物価上昇率等を踏まえ、令和 9 年 4 月 1 日から、引上げます。

今後、2 年に 1 度の競争入札参加資格者名簿の更新に併せ、物価変動率等を踏まえた改正を検討します。

(1) 建設工事

	+20万円	+20万円	+20万円	+20万円	+200万円	+800万円	+600万円
修正後	270万円～ ～270万円	270万円～ 1,700万円	1,700万円～ 2,700万円	2,700万円～ 2,700万円	2,700万円～ 8,100万円	8,100万円 8,100万円	8,100万円～
原価工事率					A級		
	C級	B級					

（２）物品販売等

		+10万円		+100万円	+100万円
改正後			140万円～		1,400万円～
	～140万円			1,400万円	
電気設備等	A級				
	B級				
	C級				